

この同意書は必ず2部作成し、2部ともBRCに送付して下さい。
センター長印押印後、1部お返しいたします。

RIKEN BRC

京都大学 ES/iPS 細胞提供同意書
(第一種: 非営利機関による非営利学術研究のための利用)

独立行政 **機関と研究責任者**をご記入ください。

以下「**提供を受ける細胞材料名**」をご記入下さい。

(以下「利用者」という。) は、

理研BRCが利用者にリソース

前述の細胞材料名に該当する ES
または iPS No. をご記入下さい。

(理研BRC 細胞材料開発室固有記号 No

として特定されるものであり、「リソース」という。) を提供
するにあたり、次の事項

このリソースを用いる研究課題名をご記入下さい。
課題名は、ある程度の内容がわかるもの(論文、学
会発表等のタイトル程度)として下さい。

1. 理研BRCは、ラ **発展のため、生物遺伝資**
源(バイオリソース
2. ①利用者は、本件リソース **課題に利用する。**

課題名: _____

②利用者が、本件リソースを上記と大幅に異なる課題に利用するときは、事前に理研BRCに連絡する。

3. 利用者は、本件リソースの利用にあたって理研BRCカタログ及びホームページに掲載されている次の条件を遵守する。
利用者は、寄託者である京都大学より付与されている「別紙1」の条件を遵守する。
4. 利用者は、本件リソースを利用した研究結果等を発表する際は Materials and Methods 等に、本件リソースが文部科学省ナショナルバイオリソースプロジェクトを介して、理研BRCから提供されたことを明示する。[英文例: ○○○○(リソース名) was provided by the RIKEN BRC through the Project for Realization of Regenerative Medicine and the National Bio-Resource Project of the MEXT, Japan.] また、利用者はその発表の情報を理研BRCへ送付する。また、理研BRCは、利用の状況及び成果等について利用者に報告を求めることができ、利用者は誠実に理研BRCの求めに対して回答することとする。
5. 利用者は、本件リソースの提供にあたって発生する経費を負担する。
6. 理研BRCは、本件リソース並びに本件リソースを利用する権利のみを利用者へ提供する。本件リソースに付帯している知的財産権、実施権等の権利は明示の如何を問わず、利用者へは一切移転されない。
7. 利用者は、本件リソースの使用が第三者の知的財産権やその他の権利を侵害していた場合、利用者の責任によって処理する。ただし、理研BRCの故意又は重大な過失により生じた紛争についてはこの限りではない。
8. 利用者は、本件リソースが、欠点、危険な特性、不具合等を有している可能性があること、あるいは特定の目的に合致しているとは限らないことを認識し、本件リソースの利用によって損失が生じた場合は、利用者自らの責任で処理する。
9. 利用者は、本件リソースの利用にあたって、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」(平成15年法律第97号)等、必要に応じて、該当する日本の法令及びガイ

ドラインによって認められる範囲内の研究環境、実験条件等で取り扱わなければならない。理研BRCは、利用者のこれら法令、ガイドラインの遵守について一切責任を負うものではない。尚、当該法令等に基づく手続きが必要な場合には、当該法令に従って利用者がその手続きをしなければならない。

10. 本件リソースの提供における輸送段階での事故処理については、速やかに双方で協議し処理する。
11. 利用者が本同意書に違反したとき、理研BRCは、以後、利用者による本件リソース及び理研BRCの他のリソース利用を停止することができる。
12. 本同意書に定めのない事項及び本同意書の履行について疑義を生じた内容については、双方が協議し円満に解決を図る。

以上により 同意書2通を作成し、理研BRC、利用者それぞれ1通を所持する。

西暦 年 月 日

理研B
機 関

空欄でお願いいたします。
締結日はこちらで記入いたします。

利用者
機 関 名:

「機関長」と「研究責任者」の所在地が異なる場合は両方の所在地をご記載下さい。

所 在 地: 〒305-0074
茨城県つくば市高野台 3-1-1

所 在 地: 〒

機 関 長: センター長
小幡 裕一 印

担当者:

研究責任者:

前述の「利用者」をどちらかにご記入下さい。担当者」と「研究責任者」が同一の場合は、両方に記名及び捺印をお願いいたします。

機関長: 印

公印（役職印）を押印下さい。大学の場合は学部長以上の方、研究所の場合は所長を想定いたしております。また、既に知的所有権に関する管理責任者が任命されている機関では、管理責任者の記名及び捺印をお願いします。

(User No.)

(MTA No.)